

第 163 期 中 間 決 算 公 告

平成22年12月24日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社きらやか銀行
 取締役頭取 栗 野 学

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 29,316 | 預 金 | 1,156,051 |
| コ ー ル ロ ー ン | 45,000 | 譲 渡 性 預 金 | 2,300 |
| 商 品 有 価 証 券 | 226 | 外 国 為 替 | 16 |
| 有 価 証 券 | 267,042 | 社 債 | 12,000 |
| 貸 出 金 | 874,146 | そ の 他 負 債 | 4,722 |
| 外 国 為 替 | 517 | 未 払 法 人 税 等 | 58 |
| そ の 他 資 産 | 8,416 | 資 産 除 去 債 務 | 114 |
| 有 形 固 定 資 産 | 17,966 | そ の 他 の 負 債 | 4,549 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,744 | 退 職 給 付 引 当 金 | 3,423 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 4,778 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 95 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 8,848 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 278 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 16,559 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 2,783 |
| | | 支 払 承 諾 | 8,848 |
| | | 負債の部合計 | 1,190,519 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 17,700 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 24,178 |
| | | 資 本 準 備 金 | 15,641 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 8,536 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 5,345 |
| | | 利 益 準 備 金 | 88 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 5,256 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 5,256 |
| | | 自 己 株 式 | △ 1 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 47,222 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 195 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 3,898 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 3,702 |
| | | 純資産の部合計 | 50,924 |
| 資産の部合計 | 1,241,443 | 負債及び純資産の部合計 | 1,241,443 |

中間損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|-----------|--------|
| 経常収益 | | 13,214 |
| 資金運用収益 | 11,065 | |
| (うち貸出金利息) | (9,612) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (1,415) | |
| 役員取引等収益 | 1,402 | |
| その他業務収益 | 418 | |
| その他経常収益 | 328 | |
| 経常費用 | | 12,363 |
| 資金調達費用 | 1,316 | |
| (うち預金利息) | (1,152) | |
| 役員取引等費用 | 881 | |
| その他業務費用 | 38 | |
| 営業経費用 | 8,611 | |
| その他経常費用 | 1,515 | |
| 経常利益 | | 851 |
| 特別利益 | | 170 |
| 特別損失 | | 176 |
| 税引前中間純利益 | | 844 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19 | |
| 法人税等調整額 | △ 0 | |
| 法人税等合計 | | 19 |
| 中間純利益 | | 825 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|---------|
| 建 物 | 15年～50年 |
| その他 | 3年～6年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

3年間の均等償却を行っており、年間償却見込額に12分の6を乗じた額を計上しております。

なお、繰延資産はその他資産に含めて計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と

認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,355百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（3,546百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外

貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は1百万円減少し、税引前中間純利益は93百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は113百万円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額980百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,336百万円、延滞債権額は46,195百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は471百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,548百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,552百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,892百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に

